

報告第十三号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

令和五年九月二十日

江戸川区長 齊 藤 猛

議決を得た契約の契約変更調書

№ 1

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額 (変更増減額)	説 明
建 築 工 事	江戸川区立篠崎小学校改築工事	株式会社スイコウ 代表取締役 菊池 雄二	3.6.22 (673 日間)	円 2,826,450,000	今回 5.8.8	円 2,851,431,000 (24,981,000) (0.9%)	賃金等の価格に著しい変動が生じたため、江戸川区特定公共事業用工事請負契約標準約款第20条第7項（インフレスライド条項）に基づき変更したことによる増
	江戸川区立二之江小学校改築工事	ナカノフドー・山内建設共同企業体 代表者 株式会社ナカノフドー建設 代表取締役社長 飯塚 隆	3.6.22 (615 日間)	円 3,237,883,000	今回 5.8.9	円 3,309,339,000(71,456,000) (2.2%)	賃金等の価格に著しい変動が生じたため、江戸川区特定公共事業用工事請負契約標準約款第20条第7項（インフレスライド条項）に基づき変更したこと及び使用されていない暗渠の塞ぎ工事を行ったことによる増
土 木 工 事	都市計画道路補助第288号線（南篠崎）街路整備工事（その18）	株式会社坂東土木 代表取締役 石井 哲	4.6.30 (370 日間)	円 207,900,000	今回 5.6.12	円 218,678,900 (10,778,900) (5.2%)	賃金等の価格に著しい変動が生じたため、江戸川区工事請負契約標準約款第20条第7項（インフレスライド条項）に基づき変更したことによる増

議決を得た契約の契約変更調書

No 2

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額 (変更増減額)	説 明
土 木 工 事	春江橋架替工事 (その1)	株式会社新建設 代表取締役 大金 弘幸	4.6.30 (240 日間)	円 391,858,500	今回 5.6.22	円 353,112,100 (▲38,746,400) (▲9.9%)	旧橋の構造が設計と異なり 橋脚の撤去に時間を要したこと により、渇水期内に工事を 完了させることができないこ とから、橋脚撤去工事の一部 を中止したことによる減
	新左近川水門上部工撤去工 事	株式会社細田組 代表取締役 細田 正隆	4.6.30 (300 日間)	円 213,950,000	今回 5.7.7	円 226,326,100 (12,376,100) (5.8%)	水門を支える仮設構造物を 設置及び撤去した際に水中土 砂撤去を行ったこと並びに管 理橋塗装に P C B が含有して いたため施工内容を変更した ことによる増